イ　都道府県　(1)に掲げる額に(2)に掲げる額を加えた額

(1)　当該年度の特別法人事業税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人の事業税の収入額の決算額（地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率相当分に限る。以下この号において「法人事業税の決算額」という。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額と当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額から当該年度の特別法人事業譲与税の収入見込額（当該年度において特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号。以下この号において「特別法人事業税法」という。）第三十条第二項第二号に規定する財源超過団体がある場合には、財源超過団体にあっては（ⅰ）に掲げる額とし、同項第三号に規定する財源不足団体にあっては（ⅱ）に掲げる額とする。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

（ⅰ）　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十一号）第二条に規定する特別法人事業譲与税の収入見込額を同令第一条に規定する人口（以下この号において同じ。）で按分した額（以下この号において「特別法人事業譲与税収入見込額」という。）から特別法人事業譲与税収入見込額の百分の七十五に相当する額（当該額が当該財源超過団体に係る特別法人事業税法第三十条第二項第四号に規定する財源超過額を超える場合には、当該財源超過額とする。）を控除した額

（ⅱ）　当該財源不足団体に係る特別法人事業譲与税収入見込額に財源超過団体における（ⅰ）に規定する控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額

(2)　（ⅰ）に掲げる額から（ⅱ）に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

（ⅰ）　次の算式により算定した地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この号において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）の施行による当該年度の道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項に規定する都民税を含む。以下同じ。）の法人税割の減収額と地方税法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下この号において「法人事業税交付金」という。）の交付額の合算額

算式

$A \times B \times C + D \times E \times F$

算式の符号

A　当該年度の道府県民税の法人税割の収入見込額

B　四

C　当該年度の前々年度の道府県民税の法人税割の決算額（地方税法第一条第五号に規定する標準税率相当分に限